

(公印省略)

情個審第1488号

令和3年7月1日

山中 理司 様

情報公開・個人情報保護審査会

理由説明書の送付及び意見書又は資料の提出について（通知）

下記1の諮問事件について、別添のとおり、当審査会に諮問庁から提出された理由説明書の写しを送付します。

また、あなたは、下記1の諮問事件について、情報公開・個人情報保護審査会設置法第11条の規定に基づき、当審査会に対し、意見書又は資料を提出することができますが、当審査会において、下記2のとおり提出期限を定めたので、通知します。

記

1 濟問事件

濟問番号：令和3年（行情）濟問第243号

事件名：「春秋叙勲及び褒章候補者の推薦基準について」等の一部開示  
決定に関する件

2 意見書又は資料の提出期限等

① 提出期限

令和3年7月26日（月）

② 提出方法

任意の様式により作成した書面を、持参するか、郵送又はファックスで  
情報公開・個人情報保護審査会事務局に提出してください。

また、提出された意見書又は資料は、情報公開・個人情報保護審査会設置法第13条第1項の規定による送付をし、又は同条第2項の規定による閲覧をさせることができますので、その適否についてのあなたのお考えを、別紙「提出する意見書又は資料の取扱いについて」に記入し、意見書

又は資料に添付してください。

なお、別紙において、諮問庁に対し、送付をし、又は閲覧をさせることにつき「差支えがない」旨の回答のあった意見書又は資料については、調査審議の効率化、争点の明確化等の観点から、特段の事情のない限り、諮問庁に対し、その写しを送付することとしますので、御了承願います。

連絡先：総務省情報公開・個人情報保護審査会事務局

〒100-0014

東京都千代田区永田町1-11-39

永田町合同庁舎5階

電話：03-5501-1796

FAX：03-3502-0035

(別 紙)

令和3年(行情) 諒問第243号

## 提出する意見書又は資料の取扱いについて

情報公開・個人情報保護審査会 御中

令和 年 月 日

(氏名)

この度情報公開・個人情報保護審査会に提出する意見書又は資料を、 諒問庁に対し、 情報公開・個人情報保護審査会設置法第13条第1項の規定による送付をし、 又は同条第2項の規定による閲覧をさせることは、

- 差支えがない。
- 適当ではない。

(適当ではない理由)

添付書類④

## 理 由 説 明 書

審査請求人が、令和3年2月10日付け（同月12日受付）で、金融庁長官（以下、金融庁長官を「処分庁」又は「諮問庁」という。）に対して行った行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という）に関し、処分庁が、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）9条1項に基づき、同年4月13日付け行政文書開示決定通知書（金総政第2018号）において、行政文書の一部を開示する旨の決定（以下「原処分」という。）を行ったところ、これに対し審査請求があったが、以下のとおり、原処分を維持すべきものと思料する。

### 第1 本件開示請求に係る行政文書について

本件開示請求に係る行政文書は、以下のとおりである。

金融庁関係者に関する叙勲及び褒賞の推薦基準が書いてある文書（最新版）

### 第2 原処分について

#### 1 原処分の概要

処分庁は、上記第1記載の開示請求に係る行政文書について以下の（1）ないし（3）の文書（以下、それぞれ、（1）を「文書1」、（2）を「文書2」、（3）を「文書3」といい、文書1ないし3を併せて「本件対象文書」という。）を特定し、法9条1項の規定に基づき、その一部を開示するとともに一部を開示とする旨の決定を行った。

- （1）春秋叙勲及び褒章候補者の推薦基準について①
- （2）春秋叙勲及び褒章候補者の推薦基準について②
- （3）春秋叙勲及び褒章候補者の推薦に関する留意事項について

## 2 本件審査請求に係る不開示理由について

原処分が、不開示とした部分及び理由は、次のとおりである。

### (1) 文書1の1枚目乃至6枚目の一部、8枚目及び9枚目の一部

#### 法5条6号柱書に該当

不開示とした部分には、叙勲及び褒章候補者を推薦する際の基準及び基準に係る留意事項が記載されており、叙勲及び褒章候補者の推薦の依頼を受けた各財務局や監理部局において、当該基準等に基づいて推薦者の検討を行うことが予定されている。当該非開示部分を公にすることとなると、本基準に対し外部からの様々な干渉を呼び起こし、栄典に係る事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあることから、不開示とした。

### (2) 文書2の1枚目乃至3枚目の一部

上記(1)と同様の理由によって、法5条6号柱書に該当するものとして不開示とした。

### (3) 文書3の1枚目の一部、2枚目の全部、3枚目及び4枚目の一部

上記(1)と同様の理由によって、法5条6号柱書に該当するものとして不開示とした。

## 第3 審査請求人の主張について

### 1 審査請求の趣旨

原処分のうち、不開示とした部分を取り消し、当該部分の開示を求める。

### 2 審査請求の理由

審査請求書によると、審査請求人は、本件対象文書の不開示部分が本当に法5条6号に該当するかどうかは不明であると主張している。

## 第4 原処分の妥当性について

### 1 本件対象文書について

各省各庁の長は、春秋叙勲及び褒章の候補者を選考して内閣総理大臣に推薦する（叙勲につき「春秋叙勲候補者推薦要綱（平成15年5月16日内閣総理大臣決定）」、褒章につき「褒章受章者の選考手続について（平成15年5月20日閣議了解）」参照）。本件対象文書の不開示とした部分には、金融庁長官が、内閣総理大臣に推薦する候補者を選考するに当たって、各財務局や監理部局に対し推薦候補者の検討を依頼する際の具体的な基準及び基準に係る留意事項が記載されている。

## 2 不開示事由該当性について

### 法5条6号柱書該当性

法5条6号の趣旨は、行政機関が行うすべての事務又は事業は、法律に基づき公益に適合するように行われなければならないため、開示することによりその事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報は、不開示とする合理的な理由が認められるという点にあるところ、同号は、国の機関又は地方公共団体が行う事務又は事業は広範かつ多種多様であり、公にすることによりその適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある事務又は事業の情報をすべて列挙することは技術的に困難であるため、公にすることによりその適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を含むことが容易に想定されるものをイからホまで例示的に掲げた上で、これらのおそれ以外については、柱書において「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」として包括的に規定したものである。

上記趣旨及び構造に照らすと、同号柱書にいう「当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」とは、当該事務又は事業の根拠となる法令の規定の文言及び趣旨、当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法等に照らして、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある場合をいうものと解すべきである。

栄典は、国家・公共に対する功労又は社会の各分野における優れた行いに対して国家が個人等を顕彰する制度であり、その選考に当たっては、個人の長年の功績等を調査した上で行われている。栄典の授与に当たっては、客観的な事実に基づき各人の功績を把握した上で、栄典を授与するにふさわしいか否かを判断しなければならない。この点は、推薦すべき候補者を選考する際も異なるところはなく、推薦の基準は長年の功績等を判断するための一応の基準にすぎず、推薦の基準に該当する者が全て推薦されるわけではないし、当該基準に基づいて推薦された者に必ずしも栄典が与えられるわけではない。本件対象文書が公にされることになると、記載された基準に該当する者は推薦され、栄典が与えられるという誤解や憶測を招き、それに伴う外部からの様々な圧力、干渉等を呼び起こすことになるといえ、栄典の授与に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

よって、本件対象文書は法5条6号柱書に該当する。

審査請求人は、本件対象文書の不開示部分が本当に法5条6号に該当するかどうかは不明であると主張するが、上記の理由から法5条6号柱書に該当することは明らかであるから、審査請求人の主張には理由がない。

## 第5 結語

以上のとおり、審査請求人の主張には理由がなく、原処分は妥当であるから、諮問庁は、これを維持するのが相当であると思料する。

以上